

斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業応募要項（令和6年度活動分）

行政との協働で取り組む 住民活動の提案を募集します

■応募期間 2023年9月1日(金)～2023年10月20日(金)

■活動期間 2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)

斑 鳩 町

1. 斑鳩町の協働のまちづくり活動提案制度とは	P 1
2. 応募できる団体・グループ	P 1
3. 提案事業のテーマ	P 2
4. 応募から活動の実施・完了までの流れ	P 3
5. 応募に必要な書類と応募方法	P 4
6. 補助金の内容	P 5
7. 選考の方法	P 6
8. 選考結果のお知らせ	P 6
9. 斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業Q & A	P 7
10. 斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業補助金交付要綱	P 8
11. 第1号様式～第5号様式	P 12
【参考】なぜ協働のまちづくりが求められるのか	P 17
【参考】「協働のまちづくり」とは	P 18
【参考】協働のまちづくりで大切にしたいこと	P 19

1. 斑鳩町協働のまちづくり活動提案制度とは

斑鳩町では、住民のみなさんと行政との協働のまちづくりを推進するために、「斑鳩町協働のまちづくり推進委員会」を設置して、平成26年2月に「斑鳩町協働のまちづくり指針2014」を策定、平成26年7月には「斑鳩町まちづくり条例」を施行しました。また、協働のまちづくりの実働部隊として、推進委員会の呼びかけで、住民有志の「協働のまちづくりコアメンバー」を立ち上げ、みんなが主役の新しいまちづくりに向けて取り組んできました。さらに、町内の住民活動が活発になり、一人ひとりの住民が力を発揮できるまちになることをめざして、平成28年7月には「住民活動センター」がオープンしました。

この活動提案制度は、行政と目的や目標を共有する団体が、時代のニーズに合った新しい活動をつくりだそうとチャレンジする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげることを目的としています。「斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業補助金交付要綱」に基づき、行政と協働で行う事業の企画提案を募集し、認定した事業に対して補助金を交付する制度です。今回で8年目となり、これまでに計38の事業を認定しています。

広く、関心のある団体・個人に呼びかけて、一緒に活動内容をご検討いただき、行政と協働で行う活動をご提案いただくことを期待しています。

2. 応募できる団体・グループ

- ・町内で住民活動を行っている、会員が5人以上（過半数が町内に在住、在勤又は在学）の団体・グループ（新たに組織した団体・グループでもかまいませんが、事業完了後も継続して活動を行う見込みがあること。）
- ・応募者が活動の実施主体となっていただきます。なお、提案事業は、行政との目的・目標を共有することが必要です。
- ・詳しくは「斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という）第3条「提案団体の要件」をご確認ください。

なお、「住民活動」「住民活動団体」等、用語の定義は「条例」で、次のように示されています。また、協働のまちづくりをすすめる上での基本的な考え方については、「協働のまちづくり指針」を定めていますので、応募する団体・グループはご一読ください。

- *住民活動： 営利を目的とせず、住民が自発的に行う社会貢献活動をいう。ただし、宗教、政治に関する活動を目的とするものは除く。
- *住民活動団体：NPO法人（特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体及びその他住民活動を行う団体をいう。
- *協働： 住民、住民活動団体、事業者及び行政が、共通の目的を達成するために、役割分担しながら連携、協力して公共的又は公益的な課題に取り組むことをいう。（なお、この活動提案制度は、住民活動団体と行政の協働が前提条件となっています。）

3. 提案事業のテーマ

- ・これまで取り組まれてこなかったけれど、住民が力を発揮するからこそできる、今の時代に求められる活動はたくさんあります。ぜひ、仲間を募って新しい活動にチャレンジしてください。
- ・「補助金交付要綱」第4条「対象事業」をご確認ください。

■ 町行政は、こんな事業を協働ですすめていきたいと考えています！

■ 防災教育・啓発の推進 【安全安心課】

内 容：出前授業などによる、児童、地域住民を対象とした防災教育の実施、防災知識の普及・啓発に取り組む。

目 的：児童、住民に対し防災知識の普及・啓発に努めるとともに、防災教育を実施し、防災意識の高揚を図る。

住民同士のつながりを構築し、災害対策体制の強化を目的とする。

事業効果：児童、地域住民の防災意識の向上

関係機関、住民同士の顔の見えるつながりの構築

自助共助の意識向上

■ ガーデニングボランティア 【都市創生課】

内 容：歩道や公共空地等の花壇又は植栽帯に花を植え、水やり・除草・美化等を行い、町内の緑化を推進する。

目 的：活動を通じて、住民が身近な緑に触れる機会を増やすとともに、花と緑のまちづくりを推進する。

個人活動の受け皿となりうる団体として、幅広く参加できる仕組みづくりを行う。

事業効果：町内の美観向上

町内の緑化活動の活性化

活動を通じての、ノウハウ（花苗等の知識）の情報共有の場の形成

なお、すでに行政との協働の取組みがある活動は提案の対象にはなりません。同じ団体・グループが、これまでとは別の新しい活動を提案いただくことは可能です。

4. 応募から活動の実施・完了までの流れ

令和
5
年度

1. 活動提案制度について 「斑鳩町協働のまちづくり」ホームページや、住民活動センターにて、活動提案制度の概要についてご確認ください。
2. 担当課との事前協議 担当課と協議を行い、目的・目標の共有をはかってください。実施計画書（第3号様式）に担当課長、担当職員の記載が必要です。（担当課がわからない場合は、住民活動センターにご相談ください。）
3. 応募
＜9月1日（金）
～10月20日（金）＞ 必要書類をそろえて、住民活動センターに提出してください。

4. 選考
＜11月上旬＞ 書類審査及び公開プレゼンテーションを実施し、選考委員会が補助対象事業を選定します。

5. 実施事業の認定
＜12月
～翌年3月＞ 選考結果を書面にて通知します。（11月下旬内定通知）
内定団体と担当課のヒアリングを実施します。
予算の成立後、補助事業として認定します。
（認定日：令和6年4月1日）

令和
6
年度

6. 活動の実施
＜令和6年4月1日
～令和7年3月31日＞ 活動計画に基づき、行政と役割分担して、1年間の活動を実施していただきます。
活動の様子は、「斑鳩町協働のまちづくり」ホームページなどに掲載して、広く住民にお知らせします。

7. 活動報告 1年間の活動が終了後、必要書類をそろえて、事業完了報告をしていただきます。

令和
7
年度

8. 実施報告会の開催 活動提案事業の成果等について、公開による報告会で報告していただきます。

5. 応募に必要な書類と応募方法

(1) 応募に必要な書類

以下の書類を提出してください。様式は、協働のまちづくりホームページからダウンロードできます。

- ・協働のまちづくり活動提案事業認定申請書（第1号様式）
- ・添付書類 ①団体等概要調書（第2号様式）
②提案事業実施計画書（第3号様式）
③提案事業収支予算書（第4号様式）
④提案事業実施工程表（第5号様式）
⑤規約、会則、会員名簿等
⑥前年度の決算書（活動実績がある場合）
⑦団体の活動内容が分かるもの（総会資料、パンフレットなど）

書類の記入方法などについては、住民活動センターにお気軽にご相談ください。

- ・住民活動センター（生き生きプラザ斑鳩1階）
（平日の9時～16時・職員が常駐しています。）
- ・応募にあたっては、行政の役割について、担当課との事前協議を行ってください。

(2) 応募方法

応募される団体・グループは、応募書類を完成させて住民活動センターに提出ください。

- ・提出期限：令和5年10月20日（金）午後4時まで
- ・提出方法：持参または郵送（10月20日必着）
- ・提出先：斑鳩町住民活動センター（生き生きプラザ斑鳩1階）
〒636-0142 斑鳩町小吉田1-12-35
TEL 0745-70-0923（直通）
0745-70-1000（代表）

6. 補助金の内容

(1) 補助対象団体…審査により選考された団体とします。

(2) 補助金及び補助限度額…提案活動に必要な経費を補助します。

(補助対象経費から、活動に係る収入があれば引いた額)

■補助限度額 30万円

(3) 補助対象経費…講師謝礼、消耗品費、印刷費、通信費等活動に必要な経費

区分	対象となる経費	対象外経費
報償費	○交流会・研修会などの講師への謝礼等 (要相談：講師謝礼としての手土産)	×商品券等金券の購入代金 ×活動の実施者(活動団体の構成員)の人件費 ×講師依頼時の菓子・手土産・食事代等
旅費	○講師等の交通費等 ○講師依頼時の交通費(往復・講師との打ち合わせ) ○研修会時の会員の交通費(学習会等)	×事業参加者の交通費 ×イベントの下見の交通費
需用費	○消耗品 ^{※1} ○ポスターやチラシ等の印刷費 ○燃料費 ○光熱水費 ○参考書籍 ○活動の一環としての材料費(試作含む) ○講師お茶代(ペットボトル飲料1本分) ○イベント当日の配布物 ○参加者を対象とした応急処置薬等	×備品購入費(例：3万円を超える物品) ×会議・イベント当日の講師への菓子代 ×講師の飲食代(サロン活動を除く) ×会員・参加者の飲食代(ペットボトル飲料等含む)
役務費	○切手・はがき等の通信費 ○ボランティア保険などの保険料 ○手数料(振込手数料・送料) ○ドメイン取得費	×団体の事務所等の電話回線料 ×インターネット使用料 ×会員自らが作成するHP作成費用 ×補助不可の物品に対する手数料
使用料及び賃借料	○会議室使用料 ○機材レンタル料 ○業者との打ち合わせ時の駐車料金	×団体の事務所等の賃借料や団体自ら所有している施設等の賃借料 ×サーバーレンタル料
委託料	○会場警備委託料 ○託児委託料 ○HP作成委託料(外注) ○グッズ製作委託料 ^{※2}	×事業の全部または主要な部分を外部に委託すること ×会員が自ら携わる業務に委託すること
その他の経費	○その他補助事業実施にあたり町長が必要と認める経費	×領収書のない経費

※1 消耗品について

当該事業のみで使用する、原則1年以上の使用に耐えられない物品のうち、取得価格が一点3万円未満のもの(文具、コピー用紙、原材料など)

※2 グッズ製作委託料について

製作したグッズを販売する場合は、売上を当該事業の活動費用に充当し、無料配布の場合は、当該事業内で配布すること。デザインから製作まで外注すること。

7. 選考の方法

(1) 選考機関

提案活動の審査は、「斑鳩町協働のまちづくり推進委員会」の委員及び斑鳩町職員で構成する「斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業選考委員会」（以下「選考委員会」という）を設置して行います。

(2) 書類審査及びプレゼンテーションを実施

提出いただいた書類に基づき、協働のまちづくり活動提案制度の趣旨に沿ったものとなっているかを「選考委員会」で審査します。

また、団体・グループから提案内容をプレゼンテーションしていただきます。

(3) 審査の視点

「選考委員会」では、以下の視点で審査を行います。

1. 事業の妥当性	活動の目的や達成する目標を行政と共有しているか。
2. 提案内容の先進性	先進的な活動の提案となっているか。
3. 斑鳩らしい独自性	斑鳩町の特性を生かした独自性のある活動か。
4. 協働の効果	住民が力を発揮でき、協働の効果が期待できるか。
5. 活動の実行性	活動の実施体制や実施手法、実施スケジュールは適切か。
6. 活動の発展性	活動の次年度以降の継続・発展や波及効果が期待できるか。

8. 選考結果のお知らせ

選考結果は、提案者に対して書面にて通知します。（11月下旬頃）

事業の正式決定については、町議会による予算審議の承認後、令和6年4月1日に認定します。

* 「斑鳩町協働のまちづくり推進委員会」とは

・ 委員会の目的・役割

条例に基づき、住民と行政の協働によるまちづくりを推進するために設置。①条例の適切な運用と見直しに関する事②協働のまちづくり指針に関する事③その他住民と行政との協働を推進するために必要な事項に関する事の3点が委員会の役割です。

・ 委員会の構成

①住民活動団体関係者2名、②公募委員2名、③その他各種団体等3名、計7名で構成しています。

斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業に係る Q & A

Q1 住民活動センター、担当課の役割がよくわかりません。

担当課は、目的・目標を共有する協働事業のパートナーであり、情報共有しながら事業をすすめていただきます。

住民活動センターは、住民活動の総合相談窓口であり、住民活動団体の登録や活動提案事業の受付、ホームページやメールマガジン等による情報発信などを行っています。

Q2 この制度は継続して実施することは可能ですか。

単年度事業が原則となりますが、毎年度応募し審査の上、3年間で限度に継続することができます。ただし、全く同じ事業内容ではなく、新たな活動を提案いただく必要があります。

Q3 協働事業の費用負担は誰が行うのですか。

事業に係る経費負担は、P5の対象経費について、1事業30万円を上限として町が負担します。対象外の経費については、活動団体の会費や参加者負担金などで充てていただきます。なお、会費、寄付金や参加者負担金などの収入は必要な経費に充てていただきますので、町からの負担金について、余剰金が発生した場合は、差額分を返還していただきます。

Q4 事前準備費用として、事業実施年度の4月以前に支出した経費は対象となりますか。

事業実施は4月1日からとなっていますので、それ以前の予算執行は事業の対象となりません。

Q5 1団体で複数の提案はできますか。

同一年度において、1団体につき1事業とします。

Q6 新たに団体を立ち上げて応募することも可能ですか。

新たに作られた団体でも対象になります。ただし、団体の運営に関する規約等が整備され、予算決算などの事務や経理事務が適正に行われることが見込まれるなど、補助金交付要綱の提案団体の要件をすべて満たし、行政と協働して事業を遂行できることが必要です。

Q7 事業を外部委託する場合などは、対象となりますか。

事業内容によりますが、事業のほとんどを外部委託してしまうなど、活動団体が実施主体としての機能を失う場合は対象外となります。

斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民と行政の協働のまちづくりを推進するため、住民活動団体の時代のニーズにあった新しい活動を創り出そうとする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげることを目的として、斑鳩町協働のまちづくり条例（平成26年6月斑鳩町条例第8号。以下「条例」という。）第7条及び第11条の規定に基づき、住民活動団体に対し、行政と協働で行う事業（以下「協働事業」という。）の企画提案を募集し、採択した事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(提案団体の要件)

第3条 この要綱に基づき協働事業の企画提案をすることができるものは、次の各号のいずれにも該当する住民活動団体とする。

- (1) 斑鳩町内で住民活動を行っている、又は行う見込みがあること。
- (2) 事業完了後も継続して住民活動を行う見込みがあること。
- (3) 組織の運営に関する規約、会則等を有し、会員名簿を備えていること。
- (4) 適正な会計処理が行われていること。
- (5) 5名以上の会員で組織し、会員の過半数が斑鳩町内に在住、在勤又は在学していること。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと、又は暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 住民活動団体が地域の課題解決や地域の活性化のために斑鳩町と協働で行う事業であること。
- (2) 住民活動団体が新しい視点から行う事業であること。
- (3) 専ら営利を目的としない事業であること。
- (4) 国、地方公共団体等からの助成を受けておらず、又は受ける予定がないこと。

(事業期間)

第5条 事業実施期間は、単年度とする。ただし、町長が必要と認める場合は、毎年度審査を経て3年を限度に事業を継続させることができる。

(補助金)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、1事業あたり30万円を上限とする。

3 補助金の交付は、同一年度において1団体につき1事業とする。

(事業の認定申請)

第7条 この要綱に基づき協働事業の企画提案をしようとする住民活動団体（以下「提案団体」という。）は、町長が別に指定する期日までに、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業認定申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 団体等概要調書（第2号様式）

(2) 提案事業実施計画書（第3号様式）

(3) 提案事業収支予算書（第4号様式）

(4) 提案事業実施工程表（第5号様式）

(5) 規約若しくは会則又はこれに準ずる書類

(6) その他町長が必要と認める書類

(斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業選考委員会の設置)

第8条 町長は、前条の規定により提案団体から申請された協働事業（以下「提案事業」という。）の選考を行うため、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会は、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会の委員及び斑鳩町職員をもって構成する。

(選考)

第9条 第7条の規定により申請された提案事業は、選考委員会において書類審査及び必要に応じて実施する提案団体によるプレゼンテーションの内容並びに関係課等からの意見に基づいて総合的に審議し、その結果について町長に報告する。

(実施事業の認定)

第10条 町長は、前条の規定による報告を踏まえ、補助を行う事業（以下「補助事業」という。）を内定し、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業審査結果通知書（第6号様式）により提案団体に通知するものとする。

2 町長は、補助事業について条件を付することができる。

3 町長は、補助事業の概要を公表するものとする。

4 町長は、第1項で内定した補助事業について、予算成立後において補助事業として認定するものとし、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業認定通知書（第7号様式）により提案団体に通知するものとする。

(補助事業の実施)

第11条 前条の規定により補助事業の認定を受けた団体（以下「補助事業実施団体」という。）は、必要に応じて関係課等と協議を行い、実施計画に従って補助事業を実施

するものとする。

(実施計画の変更)

第12条 補助事業実施団体は、実施計画を変更しようとするときは、速やかに斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業変更承認申請書(第8号様式)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業実施団体は、補助事業の実施中において、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業中止・廃止届出書(第9号様式)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業完了報告)

第14条 補助事業実施団体は、事業完了後速やかに、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業完了報告書(第10号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業実績調書(第11号様式)
- (2) 補助事業収支決算書(第12号様式)
- (3) 補助対象経費支出に関する領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(確定通知)

第15条 町長は、前条に規定する事業の完了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その事業成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業補助金確定通知書(第13号様式)により補助事業実施団体に通知するものとする。

(請求及び交付)

第16条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業実施団体は、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業補助金交付請求書(第14号様式)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業実施団体に対し、補助金を交付するものとする。

(概算払による交付)

第17条 町長は、補助事業実施団体のうち、特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、その事業の実施前又は実施中に概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業実施団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合には、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業補助金概算払請求書(第15号様式)を町長に提出しなければならない。

3 前項の規定により概算払による交付を受けた補助事業実施団体は、第14条に掲げる事業完了報告書に斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業補助金概算払精算書(第16号様式)を添付しなければならない。

(実施報告会)

第18条 町長は、第14条に規定する完了報告書等の提出を受けたときは、補助事業実施団体による実施報告会を公開で開催するものとする。

(事業の認定又は補助金確定の取消し)

第19条 町長は、補助事業実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助事業の認定又は補助金の交付の確定を取り消すことができる。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により補助事業の認定又は補助金の交付の確定を受けたとき。
- (3) その他町長が取消しを必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の確定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

区 分	経費の種類
報償費	交流会、研修会などの講師への謝礼等
旅費	講師等の交通費等
需用費	消耗品、ポスターやチラシ等の印刷費、燃料費、光熱水費等
役務費	切手・はがき等の通信費、保険料、手数料等
使用料及び賃借料	会議室使用料、機材レンタル料等
委託料	会場警備委託料等
その他の経費	その他補助事業実施にあたり町長が必要と認める経費

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

斑鳩町長 様

住 所

団体名

代表者氏名

斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業認定申請書

斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり提案したいので、関係書類を添えて申請します。

提 案 事 業 名	
事 業 費 総 額	
提案事業予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> (1) 団体等概要調書（第2号様式） <input type="checkbox"/> (2) 提案事業実施計画書（第3号様式） <input type="checkbox"/> (3) 提案事業収支予算書（第4号様式） <input type="checkbox"/> (4) 提案事業実施工程表（第5号様式） <input type="checkbox"/> (5) 規約若しくは会則又はこれに準ずる書類 <input type="checkbox"/> (6) 前年度の活動実績がある場合は、決算書 <input type="checkbox"/> (7) 活動内容が分かるもの（総会資料、パンフレットなど）

団体等概要調書

年 月 日現在

団 体 名	(ふりがな)	
所 在 地	〒 ー	
代 表 者 氏 名	(ふりがな)	
設 立 年 月 日		
団体の構成員数	人（うち斑鳩町内に在住、在勤又は在学する者 人）	
活 動 内 容		
活 動 実 績		
担 当 者 先 連 絡 先	(ふりがな)	
	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	F A X	
	E-m a i l	

提案事業実施計画書

団 体 名 _____

提案事業名 _____

<p>提案事業の詳細</p>	
<p>役 割 分 担</p>	<p>【提案団体の役割】</p>
	<p>【町の役割】</p>
<p>事業のアピール ポイント及び効果</p>	
<p>目的・目標を 共有する担当課</p>	<p>斑鳩町 部 課（室） 課長名 担当者名</p>

第4号様式（第7条関係）

提案事業収支予算書

団 体 名 _____

提案事業名 _____

【収入の部】

区 分	予算額（円）	積算根拠（数量、単価等）
合 計		

【支出の部】

区 分	予算額（円）	積算根拠（数量、単価等）
合 計		

第5号様式（第7条関係）

提案事業実施工程表

団 体 名 _____

提案事業名 _____

時 期	内 容
年 月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	

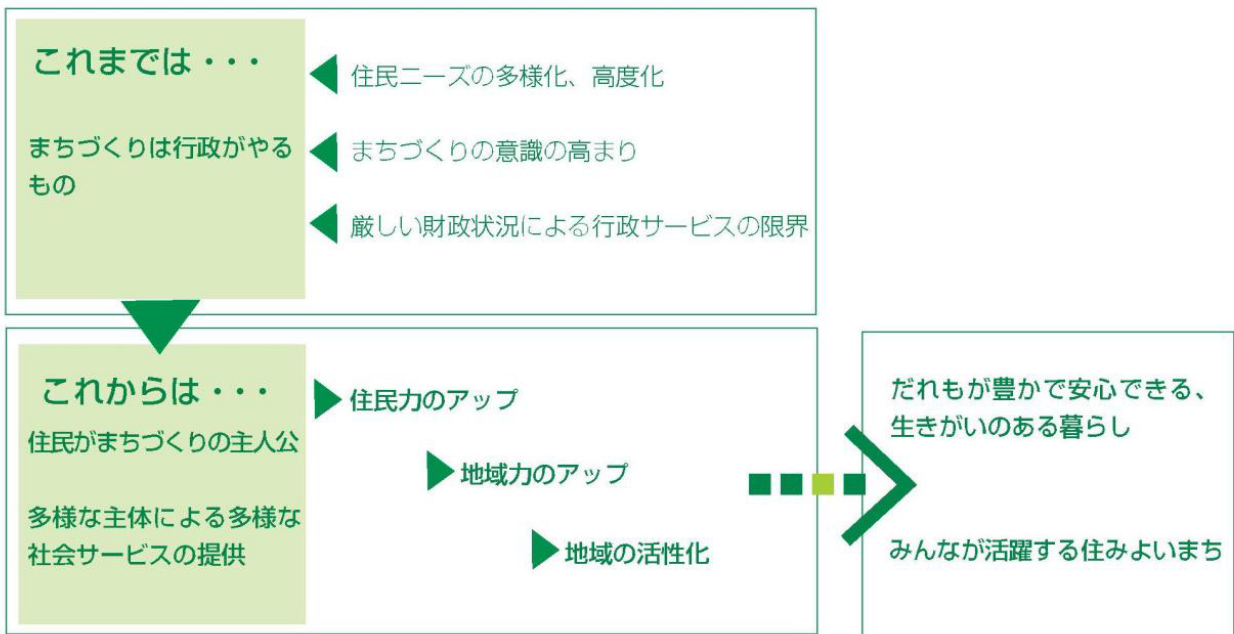
なぜ協働のまちづくりが求められるのか

少子高齢化など社会環境が大きく変化中、社会サービスに対する住民のニーズは多様化、高度化しており、従来の均一な公共サービスでは対応しきれなくなっています。一方で、厳しい財政状況の中では、行政でできることには限界があります。

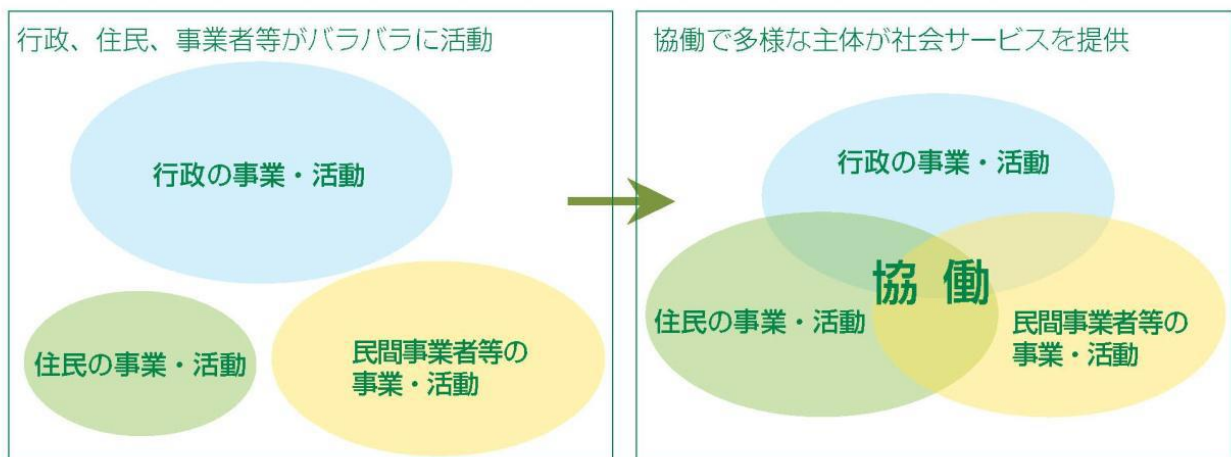
誰もが豊かで安心できる、生きがいのある暮らしを実現するためには、行政だけでなく、住民、NPO、ボランティア団体、事業者など多様な主体がともに協力して、多様な社会サービスを提供することによって、多様な住民ニーズに対応することが求められます。

特に、斑鳩町には独自の歴史・文化があり、これらを守り、次世代に引き継いでいくための取組みも求められます。

■まちづくりのこれまでとこれから



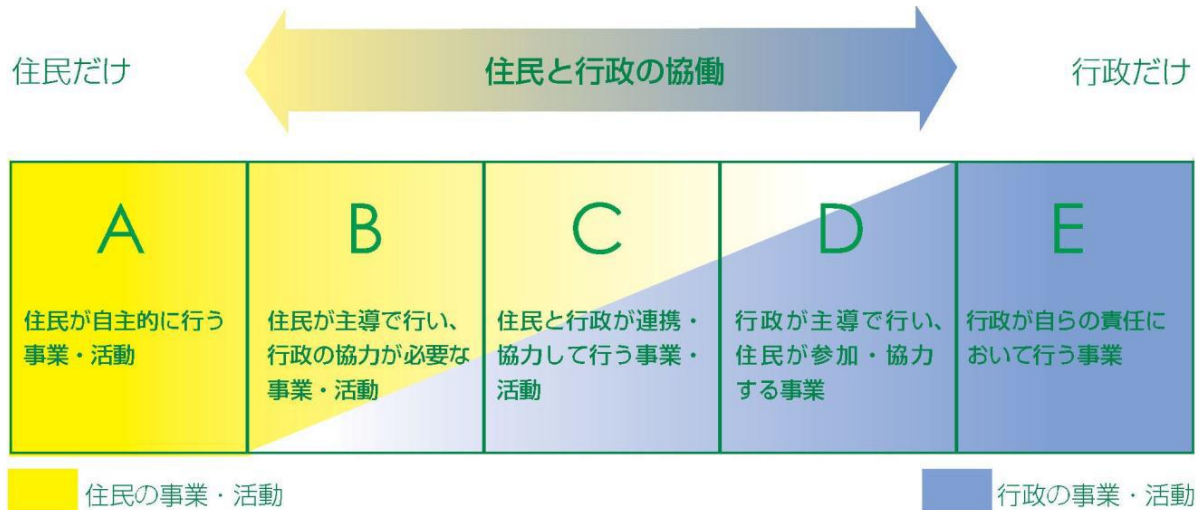
■住民・事業者・行政等の関係の変化



「協働のまちづくり」とは

協働のまちづくりとして取り組む事業・活動の中には、下の図にあるように、Bの「住民が中心になって進め行政が協力するもの」、Cの「住民と行政が役割を分担し協力し合って行うもの」、Dの「行政が中心になって住民が協力するもの」の3つのタイプがあります。

■協働のイメージ



■住民・住民活動団体・事業者・行政の役割

① 住民の役割

- ・自分のまちに関心を持ち、まちづくりの主体としての意識を高める。
- ・ボランティア等住民活動に参加して、地域社会に貢献する。

② NPO等住民活動団体の役割

- ・活動情報を発信して、賛同する住民に活動の場を提供する。
- ・専門知識や情報を活用して、住民ニーズに応える社会サービスの担い手になる。

③ 事業者の役割

- ・地域を構成する一員としてまちづくりに積極的に参加する。
- ・事業者の持つ情報やノウハウを活用して住民活動を支援する。

④ 行政の役割

- ・まちづくり情報を収集・整理して提供し、住民と情報共有する。
- ・住民活動が行いやすい環境づくりや協働のまちづくりの支援体制の整備に努める。
- ・住民・職員の協働意識の醸成に努める。

協働のまちづくりで大切にしたいこと

住民と行政がよきパートナーとして協働のまちづくりを進めるために、次に掲げた5つの協働の原則を尊重して取り組んでいきます。



対等の原則

住民と行政(職員)は、協働するパートナーとして、上下の関係ではなく、対等な横の関係であることを常に認識し、相互に補完しあうことが大切です。

自主・自立の原則

協働するパートナー同士は、自立してそれぞれの力を発揮し合うとともに、自主性を尊重し、お互いに独自性、専門性を高めることが大切です。

相互理解の原則

協働するパートナー同士は、お互いの立場や特性を理解し、協力し合うことが大切です。

共有の原則

協働するパートナー同士は、協働する事業・活動の目的や達成する目標を共有することが大切です。

公開の原則

協働するパートナー同士は、必要な情報を共有するとともに、協働のまちづくりの取組みが、だれにでも分かるように積極的な情報提供・情報公開を行うことが大切です。

斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業 応募要項（令和6年度活動分）

お問い合わせは・・・

●斑鳩町住民活動センター（生き生きプラザ斑鳩1階）

TEL 0745-70-0923（直通）

TEL 0745-70-1000（代表）

FAX 0745-75-4002

Email ikarugakyodo@yahoo.co.jp

午前9時～12時、午後1時～4時（土曜・日曜日・祝日はのぞく）

HP <http://ikaruga-kyodo.jimdo.com/>

●斑鳩町役場 総務部政策財政課 政策企画調整係

TEL 0745-74-1001（内線252） FAX 0745-74-1011

Email zaisei@town.ikaruga.nara.jp